

単元株式数の変更に関する公告

平成19年9月1日

株主各位

東京都新宿区四谷四丁目16番3号
日本ラッド株式会社
代表取締役社長 大和 喜一

当社は、平成19年7月3日(火)開催の取締役会決議に基づき、平成19年9月1日(土)付をもって、単元株式数を1,000株から100株に変更する定款変更を行いましたので、会社法第195条第2項および第3項の規定によりこの旨を公告いたします。

記

当社定款(下線は変更箇所)

(変更前)	(変更後)
(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。 省略	(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は <u>100株</u> とする。 省略(現行どおり)

以上

(ご参考)

- 上記変更に伴い、平成19年9月1日(土)をもって、ジャスダック証券取引所における売買単位も1,000株から100株に変更いたします。
- 平成19年8月31日(金)現在で登録単元未満株式を100株以上ご所有の株主各位につきましては、その登録単元未満株式のうち100株の整数倍の株式は、100株券にて株券を交付いたします。
- 1,000株券など100株を超える券種の株券をご所有の株主各位につきましては、平成19年9月1日以降、100株単位の売買取引に通常はそのままお使いいただけませんので、下記株主名簿管理人において、100株券にお引換えいただくか、株券保管振替制度をご利用ください。
- 株券引換に関するご案内は、平成19年8月29日(水)にお送りいたしましたので、ご高覧のうえお手続きくださいますようお願い申し上げます。

なお、既にご所有の株券について株券保管振替制度をご利用の場合には、一切のお手続きは不要ですので、念のため申し添えます。

株主名簿管理人 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番4号 住友信託銀行株式会社 証券代行部

(郵便物送付先) 〒183-8701 東京都府中市日鋼町1番10 住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話お問合せ先) (住所変更等用紙のご請求) 0120-175-417
(その他のご照会) 0120-176-417

同 取 次 所 住友信託銀行株式会社本店および全国各支店